

## 外部の労働者等からの公益通報等への対応手続に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）及び公益通報者保護法を踏まえた地方公共団体の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）の趣旨を踏まえ、横須賀市（以下「本市」という。）において外部の労働者等からの法に基づく公益通報及びその他の法令違反等に関する通報等（以下「公益通報」という。）並びに公益通報に係る事前相談を適切に取り扱うため必要な事項を定めることにより、公益通報又は公益通報に係る事前相談を行った者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守等を推進することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の意義は、この要綱に定めがある場合を除き、法の例による。

(通報・相談窓口)

第3条 本市に対する公益通報及び公益通報に係る事前相談（以下「公益通報等」という。）を一元的に取り扱う窓口（以下「通報・相談窓口」という。）を市政情報コーナーに置き、総務部長がこれを総括する。

2 通報・相談窓口は、次に掲げる事務を取り扱う。

(1) 本市に対してなされる公益通報等の受付に関すること。

(2) 公益通報等を行った者（以下「通報者」という。）との連絡調整に関すること。

(3) 通報対象事実について処分（命令、取消その他公権力の行使に当たる行為をいう。以下同じ。）又は勧告等（勧告その他処分に当たらない行為をいう。以下同じ。）をする事務を所管する課等（以下「所管課」という。）との連絡調整に関すること。

(通報の受付等)

第4条 通報・相談窓口において公益通報等を受け付けたときは、次に掲げる事項を当該通報者に確認し、所管課の長に通知するものとする。ただし、公益通報等が匿名により行われた場合又は通報者の同意が得られない場合その他確認に支障がある場合はこの限りでない。

(1) 通報者の氏名及び連絡先

(2) 通報者の役務提供先及び当該役務提供先における所属等

(3) 通報対象事実における関係者の氏名その他調査をする際に必要となる事実

2 前項の規定にかかわらず、所管課に直接公益通報等がされた場合は、当該所管課において受け付け、受け付けた内容を速やかに総務部長へ通知するものとする。

3 所管課は、公益通報等を受け付けたときは、法及びガイドラインの趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に公益通報等に対応し、正当な理由なく公益通報等の受付を拒まないものとする。

4 書面、電子メール等通報者が通報の到着を確認できない方法によって公益通報等がなされた場合は、速やかに通報者に対して通報を受領した旨を通知するよう努める。

5 匿名による公益通報等についても、法及びガイドラインの趣旨を踏まえ、適切に対応するよう努める。

(通報者に対する通知等)

第5条 所管課は、公益通報等を受け付けた場合は、法及びガイドラインの趣旨を踏まえ、当該通報内容が法に基づく公益通報に該当するかどうかを審査し、公益通報に該当すると認めたときは次に掲げる事項を、公益通報に該当しないと判断したときはその旨及びその理由を、通報者に対し速やかに通知する。ただし、匿名による公益通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(1) 公益通報に関する秘密は保持されること。

(2) 個人情報保護されること。

(3) 公益通報受付後の手続の流れに関すること。

2 所管課は、前項の規定により、法に基づく公益通報に該当すると認めたときは、当該公益通報の対応の終了までに必要と見込まれる期間を設定するよう努めるものとする。

(受付後の教示)

第6条 所管課は、前条第1項の規定により法に基づく公益通報に該当すると認めた後に、当該通報対象事実又はその他の法令等に違反する事実に関し、処分又は勧告等を行う権限を有するより適切な行政機関があることが明らかになったときは、速やかに当該行政機関を通報者に教示する。

(通報内容の調査等)

第7条 第5条第1項の規定により当該通報が公益通報に該当すると認められたときは、所管課は、個人情報を保護するため、通報者が調査等の対象となる事業者及びその関係者に特定されないよう十分に留意しつつ、速やかに必要かつ相当と認められる方法で調査を行う。

2 所管課は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査の進捗状況を通報者に対し適宜通知するとともに、調査結果を速やかに取りまとめ、当該結果を遅滞なく通知するものとする。ただし、匿名による公益通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

3 総務部長は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、所管課が行う調査について適宜確認を行う等公益通報事案を適切に管理する。

(利益相反関係の排除)

第8条 所管課の職員は、自ら又はその親族が当事者となっている案件に係る公益通報等その他利益相反関係を有する案件に係る公益通報等への対応に関与してはならない。

2 総務部長は、公益通報等への対応の各段階において、公益通報等への対応に関与する職員が当該公益通報等に利益相反関係を有していないかを確認するものとする。

(調査結果に基づく措置)

第9条 所管課は、調査の結果、通報対象事実があると認めたときは、速やかに法令に基づく措置その他適当な措置をとらなければならない。

2 所管課は、前項の措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し速やかに通知するものとする。ただし、匿名による公益通報であるため通報者への通知が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない。

(協力義務等)

第10条 所管課は、通報対象事実又はその他の法令等に違反する事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が他にもある場合においては、当該他の行政機関と連携して調査を行い、措置をとる等相互に緊密に連絡し

協力するものとする。

(通報者の保護)

第11条 公益通報等への対応に関与する職員は、当該公益通報等に関する秘密を漏らしてはならない。また、当該公益通報等の対応において知り得た個人情報の内容を不当な目的に利用してはならない。

2 公益通報等への対応に関与した職員は、当該公益通報等の対応が終了した後においても、当該通報者からの相談に適切に対応するとともに、当該通報者が公益通報等をしたことを理由として事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル、各都道府県労働局等を紹介する等通報者の保護に係る必要な支援を行うよう努める。

(その他の事項)

第12条 この要綱の施行について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。